

として執行委員の互選とする。

- ・組織統制部
- ・教育宣伝部
- ・法規対策部
- ・調査部

★特別部①労金対策部

但し、規定については別に設ける。

専門部は専門的日常業務を行う。

第19条　すべての会議は執行委員の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。議事は、決議権を持つ出席人員の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。但し、第11条6項については、組合員の直接無記名投票により過半数の賛同によって決めなければならない。

第3章　組合員

第20条　本組合員になろうとするものは、加入届けに署名・捺印をして申し込むものとする。組合費は毎月組合員各人一律に定額（4千5百円）とする。加入申し込みを受けたときは、速やかに加入の手続きを処理して、執行委員会で承認し、組合員名簿への登録を行う。

第21条　本組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記し、一切の債務・債権を処理し承認を受ける。

第22条　本組合への加入・脱退はともに大会又は執行委員会の承認を受けなければならない。但し、大会にいたる間は、執行委員会の責任で処理する事が出来る。

第23条　何人も平等な権利と義務を有し、人種・宗教・性別・門地又は身分・国籍及び政治的信条によって不利益な取り扱いは受けない。

第24条　組合員は次の権利と義務を有する。

- ①労働組合のすべての問題に関与する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有すること。
- ②組合員は役員を選挙し、又は選挙されてこれに就任する権利を有すること。
- ③組合の決定事項を守ること。
- ④組合費及び機関で決定した臨時徴収金を納入すること。

第25条　本組合員が次の一つに該当する時は大会の決議を経て、権利停止・除名・除籍を行うことが出来る

- ①組合の名誉を著しく傷つける行為のあったとき。
- ②組合の目的に著しく違反した行為のあったとき。
- ③正当な理由なく3ヶ月以上組合費を滞納したとき。

第26条　本組合が前条に基づく権利停止又は除名を行う場合は、統制委員会を設け審査を行う。統制委員会は、執行委員長を含む役員とし7名とする。

第27条　第25条の除名・権利停止は大会出席組合員の直接無記名投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

第4章　役員

第28条　本組合に次の役員を置く。

- ①執行委員長　1名
- ②副執行委員長　若干名